

告発状

平成 28 年 5 月 10 日

平成 27 年 6 月 9 日

東京地方検察庁 御中

告発人

〒 261-0003

住所

千葉県美浜区高浜 6-18-9

電話

090-4824-7899

職業

合同会社未来 代表

生年月日

昭和 24 年 9 月 9 日生

氏名

長野恭博 印

被告発人

正犯の成す、刑法 194 条 特別公務員職権濫用罪および刑法 172 条 虚偽告訴罪に対する、刑法 62 条 1 項幫助罪

1) チャン シューホイ

張 述輝の

弁護人

弁護人

猿山賢治 (国選)

2) ホーバオグアン

何 宝光の

弁護人

弁護人

小倉典子

3) リン ホウリー

林 厚立の

弁護人

記名なし

4. リモン

李萌 の

弁護人

調書が無く不明

第1章. 告発の趣旨

被告発人は正犯の成す下記犯罪に対し心理的に実行行為を促進したものである。

日本は、「不法就労」に対して、不法就労した外国人を「出入国及び難民認定法（以下「入管法」と言う）」70条「不法就労罪」で刑事処分し、不法就労させた雇用者を入管法73の2条「不法就労助長罪」で、両者を平等に刑事処分することで、日本国憲法の「法の下での平等」や恣意的に外国人を処分することを禁じた「国際法」に反しないように立法しています。

しかし、実態は、（不法就労させた雇用者）を「不法就労助長罪」で処分せず、（不法就労した外国人だけ）を「不法就労罪」で刑事処分し、国外追放にしています。

これは、外国人を恣意的に差別することを禁じた国際法に反しています。日本国憲法の法の下での平等にも反しています。

不法就労させた「不法就労助長罪」で事業者を処分しないのであれば、不法就労させられた外国人も、処分なし（無罪）が法の論理です。そうであれば当然、如何なる、不法就労の幫助者もいないということです。これが法の下での統治であり、基本的人権の尊重であり、国際法の遵守です。

2010年に発生した入管法違反事件では、もっと悪質な、犯罪行為をしました。従来は不法就労させた事業者を「不法就労助長罪」で処分せず、不法就労した外国人だけを「不法就労罪」で罰金刑にして国外追放していたのですが、「不法就労助長罪」の雇用者にかわる、第三者の「幫助者」をでっち上げ、平等に処分したように見せかけるため、第三者を刑事処分して、不法就労した外国人を罰金刑でなく「懲役刑」にして国外追放したのです。第三者とは、採用予定の正犯に雇用契約書を提供したとして、入管法違反幫助罪とされた告発人と共犯とされた元部下の中国人「金軍学」です。

したがって、正犯の訴因で指す幫助者は、不法就労助長罪の事業者ではないので、虚偽告訴といえます。

不法就労は、不法に働かせる事業者がいるから成立するものです。正犯を不法就労させて、不法就労

者にした事業者が不法就労助長罪で処罰を受けていないので、不法就労者は存在しないとするのが、法の下での公平であり、国際法の遵守ですから、正犯はいずれも無罪です。

私と共犯とされた「金軍学」は、中国人の不法就労に対して、その幫助行為をしたとして、国際法を遵守するため創設された、不法就労に対する幫助行為や助長行為を規定した特別法である「不法就労助長罪」でなく、不法にも、「内容虚偽の雇用契約書」を提供したから、在留資格が容易に得られた。それで日本におられた。日本におられたから不法就労できた。との因果関係で、一般法である刑法の「幫助罪」を乱用され実刑（懲役刑）を受けました。

「金軍学」や私だけでなく、私の知る限り、2014年、2015年にはフィリピン大使館職員や外交官まで同様の不法な論理で「幫助罪」が適用され刑事処分されております。

私の主張は、刑法の幫助罪適用は、以下の理由により適用法違反による犯罪行為です。被告発人らの罪名は刑法の「虚偽告訴罪」であり、「特別公務員職権乱用罪」です。

1. 不法就労に対する幫助罪は、特別法にあたる、入管法の73の2条「不法就労助長罪」で規定されています。正犯や警察官、検察官も認めるように、告発人や金軍学は、「不法就労助長罪」に規定する行為はしていません。不法就労の幫助者は「不法就労助長罪」で規定する幫助者です。

2. 正犯を雇用した事業者は何れも、お咎め無しで入管法が規定する「不法就労助長罪」で処分されていません。そうであれば不法に雇用された正犯もお咎め無しの無罪です。

3. 次に、「内容虚偽の雇用契約書」の提供が在留資格の取得を容易にしたとは言えません。

在留資格を容易に取得させたというが、在留資格の付与条件は法律で規定されておらず、付与条件は未公開で、法務大臣が裁量で付与するものであり、在留資格を容易にしたとは言えません。

「内容虚偽の雇用契約書」で在留資格を得たのであれば、入管法22条の4の4在留資格取消で規定するとおり不法就労とは別個のものです。

仮に「内容虚偽の雇用契約書」で法務大臣より技術や人文国際の在留資格を得たとしても、技術や人文国際の在留資格の範囲で働いていれば、不法就労（資格外活動）にならないことは自明の理です。したがって在留資格の取得と不法就労とは何ら関係のないものです。

憲法31条に「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。」（法律の定めとは、国会で制定した法律を指します。地方議会で制定した条例も含む）に照らして、雇用契約書の提出は、法律でも、省令でもなく、課長通達で外国人に提出を求めるもので、事業者として協力したものであり、仮に虚偽であるとしても、法務大臣が裁量で与える事案について刑事罰を科す根拠法がありません。唯一あるのは、法務大臣は、その対処として入管法で在留資格を取消ことができるとしています。

在留資格の付与は法務大臣の裁量ですが、法務大臣は「省令」で、技術や人文国際については、大学、短大等を卒業して専門知識をもっていることを付与方針として規定していますので、「卒業証書」であれば在留資格付与の大きな要因だと推測できますが、雇用契約書が在留資格の取得を容易にするとは言えません。

在留資格を得られたから本邦におられた。本邦におられたから不法就労できたと言うが、在留資格は付与条件を未公開で法務大臣が裁量で与えるものです。

在留資格を受けても、更に入国許可（パスポートへの証印）も許可条件を未公開で、外務大臣が裁量で許可を与えて在住（入国）が可能になるものです。よって、雇用契約書が虚偽だとしても両大臣の裁量権限を容易に左右できるとは言えません。

事実として、在留資格は法務大臣が裁量で付与するものですから、告発人らは、入管との質疑などで在留資格について次のように説明され運用させられていました。

1) 「卒業証書」で在留資格要件が満たされ専門知識があれば、雇用会社が不適當若しくは雇用契約書が虚偽などの場合は、外国人に対して、雇用契約会社を変えさせて再申請させている。

2) 雇用契約書を交わした外国人が在留資格を受けて入社しなくとも、在留資格は外国人個人に付与するもので、付与後は、在留資格（技術や人文国際）の範囲でどこで働こうと自由である。

3) 在留資格を取得後、雇用契約会社に入社できなくとも、直ちに在留資格が取消されるのではなく、一定期間内に、在留資格の範囲で雇用先を見つけ就労できる。

よって、内容虚偽の雇用契約書の提供が在留資格の取得を容易にしたとはいえず、また、在留資格の取得と不法就労とは何ら、因果関係はありません。

前記したように「内容虚偽の雇用契約書」で法務大臣より裁量で、技術や人文国際の在留資格0を得たとしても、技術や人文国際の在留資格の範囲で働いていれば不法就労にならないことは明白で、「内容虚偽の雇用契約書」と不法就労とは関係のないことは自明の理です。

彼等が不法就労者になったのは、働く資格のない在留資格の外国人を雇用して働かせた事業者の責であることは自明の理であります。

以上により、入管法の立法趣旨どおり、不法就労に対する幫助・助長行為は「不法就労助長罪」に規定するどおりで処分しなければ不当であり、雇用契約書の提供者への幫助罪の適用は不法であり、正犯は、「不法就労助長罪」の事業者が何ら処罰を受けないので、法の下で平等とは言えず、また国際法に反しますので「無罪」です。

不法就労をさせる者、つまり不法就労をさせる事業者なくして不法就労は絶対できませんので、「絶対に無罪」です。

4. 外国人は日本におられるようにしたら犯罪をすると断定するのは、外国人に対する人権侵害です。そして、外国人を日本におられるようにしたら、その外国人が犯罪行為を犯せば幫助罪だとするのは幫助罪の乱用で、国民は安心して生活できません。

外国人のした不法就労に対して、その幫助行為の処罰を定めた「不法就労助長罪」でなく、日本に在住できるようにしたから犯罪ができたとの因果関係で、何ら刑事罰にならない在留資格取消行為の幫助を理由にして、刑法の「幫助罪」を適用するのは、幫助罪の乱用で違法です。

不法就労の幫助理由に、（課長通達で要求された）「（内容虚偽の）雇用契約書」を正犯に提供したから、（法務大臣より裁量で）在留資格が容易に取得できた。在留資格が得られたから、（外務大臣より裁量で入国査証が得られ）日本に在住できた。日本に在住できたから不法就労ができた。との因果関係で刑法の幫助罪を適用していますが、前記したように、仮に「内容虚偽の雇用契約書」であっても在留資格の取得や入国査証の許可とは、何ら法的な根拠がなく、明らかに因果関係がなく、又、日本におられるようにしたから犯罪ができるとすることは外国人に対する悪質な差別であり、人権侵害であり、また、幫助罪の乱用で違法です。

日本では、こうした遠い因果関係の論法を「風が吹けば桶屋が儲かる論法」と言います。風が吹けば、何故、桶屋が儲かるのか・・・？因果関係を話せば長いのです。そしてシナリオは色々あります。つまり、因果関係は「こじつけ」なのです。

こうした、遠い因果関係で幫助罪を適用する習慣が根付いていれば、恐ろしい日本社会です。国民は安心して生活ができません。

日本に在住できるようにしたから「不法就労」ができた。よって、因果関係は明白であると言うが、外国人

にアパートの一室を貸して、日本に在住できるようにした。日本に在住できたから殺人ができたとしてアパートのオーナーに「殺人罪」の幫助罪が適用できるのでしょうか???この答えとして、
取調べの警察官は、「社長、中国人が不法就労したから、不法就労に対する幫助罪で済むけど・・・中国人が、殺人をしていたら、殺人罪に対する、幫助罪ですよ！気をつけてくださいよ！」と言いました。既に、アパートのオーナーに、殺人罪の「幫助罪」を適用しているのです。
外国人を平等に扱う日本人を面白く無いと思えば、この日本人に対して、裁量で殺人の幫助者にもしているのです。人権侵害の根本は、恣意的な外国人排除の習慣が根付いているからです。
よって被告人正犯らの罪名は刑法の「虚偽告訴罪」であり、「特別公務員職権乱用罪」です。
個々については、第2章 告訴事実記載しますが、「特別公務員職権濫用罪」は、その職権を濫用して、他人を逮捕、監禁することによって成立する罪です。特別公務員職権濫用罪の犯罪構成要件該当性については、 ①主体が特別公務員であること、・・・事実 警察官、検察官や裁判官らです。 ②人を逮捕・監禁したこと、・・・事実として逮捕・監禁されました。 ③職権を濫用したこと、によって成立します。・・・職権を濫用したか否かですが、濫用とは、職務上の権限を不法に行使することで、その手段や方法は、暴行・脅迫だけでなく、法律上・事実上、被害者に対してその結果を受け入れざるえない程度に意思決定の自由を圧迫するものであれば足りるとされています。
職務権限については、第三章 注釈的説明で 記載しますが、警察官について言えば 刑事訴訟法 第八十九条 警察官は、それぞれ、他の法律又は国家公安委員会若しくは都道府県公安委員会の定めるところにより、司法警察職員として職務を行う。 2 司法警察職員は、犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査するものとします。と規定されています。
よって、犯罪が思料されない、つまり、なんら法に違反していないのに、捜査、逮捕、監禁することは、不法な行為であり、特別公務員職権乱用罪にあたります。 告訴事実に記載のとおり、不法な内容虚偽の逮捕状等を提示するなどして意思決定の自由を圧迫し職務上の権限を行使しています。
特別公務員職権濫用罪は故意を必要としていませんので、この明らかな不法な行為は、職権乱用であるので、犯罪は成立します。
正犯は、以上の理由で 1) 雇用者が不法就労助長罪でなんら処分されていないので、法の下で公平でなく、不法就労させられた外国人だけを刑事処分するのは国際法に反しますので無罪です。 2) 不法就労は不法就労をする者と不法就労させる者がいて成り立つものです。不法就労させた犯罪者がいないのに、不法就労した犯罪者だけがいるはずがありません。よって無罪です。 3) 正犯は、不法就労助長罪の幫助者でなく、内容虚偽の雇用契約書を提供した者を不法就労の幫助者として、不法就労罪が適用されていますが、雇用契約書の提供者は不法就労とは因果関係がないので内容虚偽の逮捕・起訴・判決であり無罪です。
名誉回復のための手段は「再審請求」です。しかし、「適用法の誤り」は再審請求できません。しかし事件に関わった警察官や検察官の犯罪を起訴し、犯罪が確定すれば「再審請求」できます。
私は、日本の司法が、法の下での統治、基本的人権の尊重、国際法の遵守を実現する証として、検察が自主的に再審請求することを望んでいます。
よって、何度めかになりますが 告発状を提出いたします。
以下の被告発人の所為は、正犯の成す、刑法 194 条 特別公務員職権濫用罪および刑法 172 条 虚偽告

訴罪に対する、刑法 62 条 1 項幫助罪に該当する者と考えるので、被告発人を厳罰に処することを求め告発します。

第2章. 告発事実

第 2 章－ 1. 特別公務員職権乱用罪 幫助の犯罪事実

1. 正犯の警察官らは、平成 22 年 5、6 月頃、中国人はそれぞれ飲食店で資格外活動で働いていたが、入管法に反して、不法就労させた事業者を情により不法就労助長罪で不当に逮捕せず任意の取調べを行ない、法の下に平等に反し、国際法でも恣意的であるにも関わらず、中国人だけを不当に不法就労罪で逮捕し、都内において中国人を入管法違反（資格外活動）の容疑で、東京簡易裁判所に逮捕令状を明らかに不当請求し、被告発人は持っている職権を乱用し不当な逮捕令状で、意思決定の自由を圧迫し、不当な逮捕・監禁を行ない取調べ行ったもので、警察官らの所為は、刑法 194 条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

若しくは、中国人はそれぞれ都内の飲食店で資格外活動で働いていたが、入管法に反して、不法就労させた事業者を不法就労助長罪で不法に逮捕せず、中国人だけを不当に不法就労罪で逮捕し、手柄を得たい被告発人は、持っている職権を不法に乱用して、不法就労した中国人を通常の対処と異なり、入管法違反（資格外活動）で厳しく懲役刑にすることを画策し、それには国際法に反しないために、入管法の幫助者である雇用者を不法就労助長罪で処罰せねばならないが、情により処罰したくないので、真実は在留資格取消の行為であるのに、入管法違反（資格外活動）として内容虚偽の罪名で、つまり刑法幫助者を代わりの幫助者としてでっち上げ、刑法幫助者より内容虚偽の雇用契約書の提供を受けられたので、在留資格が得られた、在留資格を得られたので、日本に在留できた、在留できたので不法就労をやってしまったことは、不法就労の因果関係となる幫助者が存在するので、不法就労罪だとのシナリオを仮定して、都内において中国人を入管法違反（資格外活動）の容疑で、東京簡易裁判所に逮捕令状を明らかに不法請求し、被告発人は持っている職権を乱用し不法な逮捕令状で、意思決定の自由を圧迫し、不当な逮捕・監禁を行ない取調べ行ったもので、警察官らの所為は、刑法 194 条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告発人の弁護士 は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第 37 条 1 項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告発人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幫助したものです。

尚、被告発人が、犯罪事実を指摘していれば、正犯は犯罪事実を認めざるを得ず、中国人は、即時に釈放され、事件は終了していたことは明らかであります。

2. 正犯の検察官は、平成 22 年 5、6 月頃、中国人はそれぞれ飲食店で資格外活動で働いていたが、入管法の趣旨に反して、不法就労させた事業者を情により不法就労助長罪で勾留せず、法の下に平等に反し、国際法でも恣意的であるにも関わらず、中国人だけを不当に不法就労罪で逮捕し、都内の警察署に収監されている中国人を入管法違反（資格外活動）の容疑で、東京地方裁判所に勾留状を明らかに不当請求し、被告発人は持っている職権を乱用し不当な勾留状で、意思決定の自由を圧迫し、逮捕・監禁を行ない取調べ行ったもので、検察官の所為は、刑法 194 条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

若しくは、中国人はそれぞれ都内の飲食店で資格外活動で働いていたが、入管法に反して、不法就労させた事業者を不法就労助長罪で不法に逮捕せず、中国人だけを不当に不法就労罪で逮捕し、手柄を得たい被告発人は、持っている職権を不法に乱用して、不法就労した中国人を通常の対処と異なり、入管法違反（資格外活動）で厳しく懲役刑にすることを画策し、それには国際法に反しないために、入管法の幫助者である雇用者を不法就労助長罪で処罰せねばならないが、情により処罰したくないので、真実は在留資格取消の行為であるのに、入管法違反（資格外活動）として内容虚偽の罪名で、つまり刑法幫助者を代わりの幫助者としてでっち上げ、刑法幫助者より内容虚偽の雇用契約書の提供を受けられたので、在留資格が得られた、在留資格を得られたので、日本に在留できた、在留できたので不法就労をやってしまったことは、不法就労の因

果関係となる幫助者が存在するので、不法就労罪だとのシナリオを仮定して、都内の警察署に収監されている中国人を入管法違反（資格外活動）の容疑で、東京地方裁判所に勾留状を明らかに不法請求し、被告発人は持っている職権を乱用し不法な勾留状で、意思決定の自由を圧迫し、逮捕・監禁を行ない取調べ行ったもので、検察官らの所為は、刑法１９４条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告発人の弁護士 は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第３７条１項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告発人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幫助したものです。

尚、被告発人が、犯罪事実を指摘していれば、正犯は犯罪事実を認めざるを得ず、中国人は、即時に釈放され、事件は終了していたことは明らかであります。

３．正犯の検察官は、取調べの検察官より引き継ぎを受け、平成２２年５、６月頃、真実は在留資格取消の行為であるのに、入管法違反（資格外活動）として、つまり、刑法幫助者より内容虚偽の雇用契約書の提供を受けられたので、在留資格が得られたた、在留資格を得られたので、日本に在留できた、それで不法就労をやってしまったとして、不法就労の因果関係となる幫助者が存在するので、不法就労罪だとして、入国収容所（または都内の警察署）に収監中の中国人を入管法違反（資格外活動）の犯罪者として不法にも釈放せず何の義務もない、不法な逮捕監禁をして、そして同年５、６月頃頃、公判において不法な内容虚偽の起訴状で公判を開始し、意思決定の自由を圧迫し、何の義務もない、不法な逮捕監禁をして公判を行ったもので、検察官の所為は、刑法１９４条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告発人の弁護士 は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第３７条１項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告発人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幫助したものです

尚、被告発人が、犯罪事実を指摘していれば、正犯は犯罪事実を認めざるを得ず、中国人は、即時に釈放され、事件は終了していたことは明らかであります。

４．平成２２年５、６月頃、警察官は、中国人はそれぞれ飲食店で資格外活動で働いていたが、入管法の趣旨に反して、不法就労させた事業者を情により不法就労助長罪で不当に逮捕せず、法の下の平等に反し、国際法でも恣意的であるにも関わらず、中国人だけを不当な入管法違反（資格外活動）の容疑で、または不法な内容虚偽の罪名である入管法違反（資格外活動）の容疑で東京簡易裁判所に逮捕令状を不当（不法）請求したのです。

正犯の裁判官は警察官の不当（不法）逮捕状請求を情により適当または適法（適法）と認め、逮捕状を不当（不法）に発行し、意思決定の自由を圧迫し、逮捕・監禁を行なわせたもの警察官らの所為は、刑法１９４条 特別公務員職権濫用罪に該当するもので、裁判官の所為は、刑法１９４条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告発人の弁護士 は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第３７条１項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告発人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幫助したものです。

尚、被告発人が、犯罪事実を指摘していれば、正犯は犯罪事実を認めざるを得ず、中国人は、即時に釈放され、事件は終了していたことは明らかであります。

５．平成２２年５、６月頃、検察官は、中国人はそれぞれ飲食店で資格外活動で働いていたが、入管法の趣旨に反して、不法就労させた事業者を情により不当に不法就労助長罪で勾留せず、法の下の平等に反し、国際

法でも恣意的であるにも関わらず、中国人だけを不当な入管法違反（資格外活動）の容疑で、または不法な内容虚偽の罪名である入管法違反（資格外活動）の容疑で東京簡易裁判所に勾留状を不当（不法）請求したのです。

正犯の裁判官は検察官の不当（不法）な勾留状請求を情により適当（適法）と認め、勾留状を不当（不法）に発行し、意思決定の自由を圧迫し、逮捕・監禁を行なわせたもの警察官らの所為は、刑法１９４条特別公務員職権濫用罪に該当するもので、裁判官の所為は、刑法１９４条特別公務員職権濫用罪に該当するもので、裁判官の所為は、刑法１９４条特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告発人の弁護士は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第３７条１項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告発人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幫助したものです。

尚、被告発人が、犯罪事実を指摘していれば、正犯は犯罪事実を認めざるを得ず、中国人は、即時に釈放され、事件は終了していたことは明らかであります。

６．平成２２年５、６月頃、検察官は、中国人はそれぞれ飲食店で資格外活動で働いていたが、不法就労させた事業者を不法就労助長罪で逮捕せず、中国人だけを不当に不法就労罪で逮捕し、持っている職権を不法に乱用して、真実は在留資格取消の行為であるのに、入管法違反（資格外活動）として内容虚偽の罪名で、つまり中国人は、刑法幫助者より内容虚偽の雇用契約書の提供を受けられたので、在留資格が得られた、在留資格を得られたので、日本に在留できた、それで不法就労をやってしまったとして、不法就労の因果関係となる幫助者が存在するので、入管法違反（資格外活動）の犯罪としたのです。

正犯の裁判官は検察官の違法な内容虚偽の罪名である起訴を情により適法と認め、中国人を入国収容所（または都内の警察署）に収監したまま釈放せず、そして不法に公判を開廷し、意思決定の自由を圧迫し、中国人には何の義務もない、不法な逮捕・監禁を行なわせ公判を行ったもの警察官らの所為は、刑法１９４条特別公務員職権濫用罪に該当するもの警察官らの所為は、刑法１９４条特別公務員職権濫用罪に該当するもので、裁判官の所為は、刑法１９４条特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告発人の弁護士は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第３７条１項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告発人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幫助したものです。

尚、被告発人が、犯罪事実を指摘していれば、正犯は犯罪事実を認めざるを得ず、中国人は、即時に釈放され、事件は終了していたことは明らかであります。

以上、中国人４人に対して、それぞれ６件の告発事実（犯罪事実）について、
以下は逮捕監禁の目的を補充

正犯の無罪については、第１章．告訴の趣旨で記載しました。

くどいようですが、この事件は、不法就労させた事業者を刑事処分せずに、そして、不法就労した外国人だけをを不法就労罪で刑事処分して手柄を立てたいばかりに、真実は国外退去の行政処分である、入管法の在留資格取消（第２２条の４の４）の処分行為とその幫助行為を指して、

不法に、不法就労した者を、入管法の在留資格取消の処分行為をしたとして、「不法就労罪」にして、そして在留資格取消の幫助行為をした者を、前記の入管法の「不法就労罪」に対する「刑法幫助罪」にした犯罪です。

入管法では、不法就労した正犯を入管法違反（資格外活動）で刑事処分するためには、不法就労させた幫助者である事業者を入管法違反（不法就労就労助長罪７３条の２）で処罰しなければならないが、情により事業者を処罰したくないので、法律に熟知した正犯は、

不法就労で逮捕した中国人を刑事処分するため、法の下で平等に処分するように見せかけ、また国際法にも反しないとするため、不法就労した者を嘘偽の雇用契約書の提供を受けたので、在留資格を得られた、それで在留できたので、不法就労ができたとして「不法就労罪」に、嘘偽の雇用契約書を提供した者を「不法就労罪」の刑法幫助者とすることで、不法就労の両者を公平に刑事処分したように見せかけ、恣意的に入管法違反（資格外活動）の犯罪者として、でっち上げたのです。

一般の国民や中国人が法律に疎いことを悪用し、不法就労助長罪にかわる、幫助者として、なんら罪に問われない在留資格取消（第22条の4 4項）の幫助理由で、告発人と金軍学を入管法違反（資格外活動）の刑法幫助罪として罪名をすり替えても気が付かないと考えたのです。

そして、不法就労した中国人を、嘘偽の雇用契約書で在留資格を得て働いたので「不法就労罪」で、嘘偽の雇用契約書を提供した者を入管法違反（資格外活動）の「幫助罪」で処分することにしましたのです。

告発人の経営するレフコ社は、昭和58年10月設立、資本金16,492万円あり大会社だったので、犯罪者にすれば社会に与えるインパクトが大きいので、手柄が大きいと考えたのです。

逮捕状、勾留状等の請求目的は、告発人を幫助罪とするので、在留資格取消の幫助行為における嘘偽の雇用契約書を作成し提供したとして、東京地方裁判所へ起訴するための捜査をして被告告発人のシナリオで調書を取ることと、自白を強要するためであるが、嘘偽の雇用契約書を作成し提供した幫助行為が罪にならないので、故意を立証する行為は違法です。

正犯の犯行目的は、平成16年に創設された不法就労の助長行為を防止する在留資格取消の趣旨を悪用して、不法就労した正犯と不法就労の刑法幫助罪をした告発人と金軍学の両者を犯罪者とすることで、先輩ができなかった、入管法違反事件でおそらくはじめての、不法就労助長罪で事業者を刑事処分しなくとも、在留資格取消の幫助者を処分することで、不法就労した外国人を刑事処分することが出来る実績を作り、手柄をたてるためです。事実、この後フィリピン大使館職員や外交官は、この手口で犯罪人にされています。被告告発人は、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したものです。

以下、法の下に平等とは、
日本国憲法第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

憲法上の「法の下」という文言は、法適用の平等のみを意味するとも考えられるが内容が不平等であれば平等に適用しても適正な結果は得られないため一般的には法内容も平等であることを意味すると考えられている。

1945年国連総会決議で採択された世界人権宣言の法的保障と違反に対する
法的救済を目的に欧州評議会により採択された人権と基本的自由の保護のための条約や
国連総会による市民的及び政治的権利に関する国際規約第26条は『法の下での平等』を明記し、
第2条で如何なる差別なしに規約の保障する自由権の享受の保障を明記し、
同時に採択された経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約の第2条も
同規約の定める社会権を差別なく享受することを保障している。

従って、不法就労の主たる根本の事業者を処罰（逮捕）せずに中国人だけをを処罰（逮捕）するのは法の論理で不法です。

なお、中国人の不法就労罪の因果関係は、不法就労助長罪で規定されて因果関係とは、明らかに異なるもので不法なのです。

外形は、不法就労させられた中国人を不法就労罪で、内容虚偽の雇用契約書を提供した刑法幫助者を不法就労の幫助者としているが、入管法の趣旨からも大きく外れたものであり、また内容虚偽の雇用契約書を提供した行為は在留資格取消の幫助行為であり、なんら刑事罪にならず、入管法の不法就労罪に対する幫助理由ではなく、在留資格取消及びその幫助行為の理由なのです。

なんら刑事処分ではない、国外退去の行政処分である、在留資格取消の行為及びその幫助行為を、不法就労行為及び不法就労幫助行為としたことは、不法な内容虚偽の罪名で違法行為です。

なお、中国人は4人とも、法務大臣より在留資格取消（第22条の4 4項）を理由として、国外退去の処分さえ受けていないので、内容虚偽の雇用契約書を提出して在留資格を取得したとするのは全くの虚偽です。

中国人4人は、入管法の趣旨、法の下での平等、国際法に反しないためには、不法就労させた雇用者を注意程度で入管法で刑事処分しないのなら、不法就労させられた中国人も注意処分としなければならないが、入管法に反して不法就労させられた中国人だけを内容虚偽の罪名で不法に公判し、不法な手段で意思決定の自由を圧迫しての、逮捕・監禁行為は単なる過失ではなく悪質な故意のある犯罪行為（後述）です。

被告発人が、前記の趣旨で正犯の犯罪を指摘し、冤罪であるので、即時釈放を求めれば、正犯は、犯罪を認めざるを得ず、中国人は即時釈放されたことは自明の理であります。

しかし、被告発人は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第37条1項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告発人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幫助したものです。

よって、被告発人の所為は、前記6件の警察官、検察官、裁判官ら正犯のなす 刑法194条 特別公務員職権濫用罪に対する 刑法62条1項幫助罪に該当するものです。

Ⅱ. 虚偽告訴罪 幫助の犯罪事実

正犯の警察官らは、平成22年5、6月頃、中国人はそれぞれ都内の飲食店で資格外活動で働いていたが、入管法に反して、不法就労させた事業者を不法就労助長罪で不法に逮捕せず、中国人だけを不当に不法就労罪で逮捕し、手柄を得たい被告発人は、持っている職権を不法に乱用して、不法就労した中国人を通常の対処と異なり、入管法違反（資格外活動）で厳しく懲役刑にすることを画策し、それには国際法に反しないために、入管法の幫助者である雇用者を不法就労助長罪で処罰せねばならないが、情により処罰したくないので、真実は在留資格取消の行為であるのに、入管法違反（資格外活動）として内容虚偽の罪名で、つまり刑法幫助者を代わりの幫助者としてでっち上げ、刑法幫助者より内容虚偽の雇用契約書の提供を受けられたので、在留資格が得られた、在留資格を得られたので、日本に在留できた、在留できたので不法就労をやってしまったことは、不法就労の因果関係となる幫助者が存在するので、不法就労罪だとのシナリオを仮定して、都内の警察署に逮捕監禁中の中国人を入管法違反（資格外活動）の容疑で、東京地方検察庁に内容虚偽の罪名で違法に虚偽告発（送検）したもので、警察官らの所為は、刑法172条 虚偽告訴罪に該当するものです。

なお、刑法幫助者はその後、入管法違反（資格外活動）の幫助罪で逮捕され送検されていることから、シナリオの仮定を証左するものです。

被告発人の弁護士 は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第37条1項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告発人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幫助したものです。

尚、被告発人が、犯罪事実を指摘していれば、正犯は犯罪事実を認めざるを得ず、中国人は、即時に釈放され、事件は終了していたことは明らかであります。

2. 正犯の検察官は、平成22年5、6月頃、中国人はそれぞれ飲食店で資格外活動で働いていたが、不法就労させた事業者を不法就労助長罪で逮捕せず、中国人だけを不当に不法就労罪で逮捕し、手柄を得たい被告発人は、持っている職権を不法に乱用して、不法就労した中国人を通常の対処と異なり、入管法違反（資格外活動）で厳しく懲役刑にすることを画策し、それには国際法に反しないために、入管法の幫助者である雇用者を不法就労助長罪で処罰せねばならないが、情により処罰したくないので、真実は在留資格取消の行為であるのに、入管法違反（資格外活動）として内容虚偽の罪名で、つまり刑法幫助者を代わりの幫助者としてでっち上げ、刑法幫助者より内容虚偽の雇用契約書の提供を受けられたので、在留資格が得られたた、在留資格を得られたので、日本に在留できた、それで不法就労をやってしまったとして、不法就労の因果関係となる幫助者が存在するので、不法就労罪だとして、都内の警察署に逮捕監禁中の中国人を入管法違反（資格外活動による不法就労）で、東京地方裁判所に、入管法違反（資格外活動）として内容虚偽の罪名で違法に虚偽告発（起訴）したもので、検察官の所為は、刑法172条 虚偽告訴罪に該当するものです。

なお、刑法幫助者はその後、入管法違反（資格外活動）幫助罪で逮捕・起訴されているので、虚偽告発の犯行を証左するものです。

被告発人の弁護士 は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第37条1項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告発人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幫助したものです。

尚、被告発人が、犯罪事実を指摘していれば、正犯は犯罪事実を認めざるを得ず、中国人は、即時に釈放され、事件は終了していたことは明らかであります。

3. 正犯の検察官は、平成22年5、6月頃、中国人はそれぞれ飲食店で資格外活動で働いていたが、不法就労させた事業者を不法就労助長罪で逮捕せず、中国人だけを不当に不法就労罪で逮捕し、手柄を得たい被告発人は、持っている職権を不法に乱用して、不法就労した中国人を通常の対処と異なり、入管法違反（資格外活動）で厳しく懲役刑にすることを画策し、それには国際法に反しないために、真実は在留資格取消の行為であるのに、入管法違反（資格外活動）として内容虚偽の罪名で、つまり入管法の幫助者である雇用者を不法就労助長罪で処罰せねばならないが、情により処罰したくないので、刑法幫助者を代わりの幫助者としてでっち上げ、刑法幫助者より内容虚偽の雇用契約書の提供を受けられたので、在留資格が得られたた、在留資格を得られたので、日本に在留できた、それで不法就労をやってしまったとして、不法就労の因果関係となる幫助者が存在するので、不法就労罪だとして、入国収容所（または都内の警察署）に逮捕監禁中の中国人を入管法違反（資格外活動）の犯罪人として、東京地方裁判所に、真実は在留資格取消の行為であるのに、入管法違反（資格外活動）として内容虚偽の罪名で違法に虚偽告発（論告求刑）したもので、検察官の所為は、刑法172条 虚偽告訴罪に該当するものです。

被告発人の弁護士 は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第37条1項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告発人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幫助したものです。

尚、被告発人が、犯罪事実を指摘していれば、正犯は犯罪事実を認めざるを得ず、中国人は、即時に釈放され、事件は終了していたことは明らかであります。

以上、中国人4人に対して、それぞれ3件の告発事実（犯罪事実）について、
以下は虚偽告発の目的を補充

前記　Ⅰ．特別公務員職権乱用罪　幫助の犯罪事実　に同じです。
したがって、中国人４人は、入管法の趣旨、法の下での平等、国際法に反しないためには、不法就労させた雇用者を注意程度で入管法で刑事処分しないのなら、不法就労させられた中国人も注意処分としなければならないが、恣意的に、刑法幫助者を偽装して、不法就労させられた中国人だけを刑事処分する、卑劣な違法な手口で犯罪者になっているので、被告発人らの不法な虚偽告発は、単なる過失ではなく悪質な故意のある犯罪行為（後述）です。
被告発人が、上記の趣旨で正犯の犯罪を指摘し、冤罪であるので、即時釈放を求めれば、正犯は、犯罪を認めざるを得ず、中国人は即時釈放されたことは自明の理であります。
しかし、被告発人は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第３７条１項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告発人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幫助したものです。
よって、被告発人の所為は、前記３件の警察官、検察官ら正犯のなす　刑法１７２条　虚偽告訴罪に対する刑法６２条１項　幫助罪に該当するものです。
Ⅲ．悪質な故意のある犯罪行為　（告発事実の故意について）
１．風が吹けば桶屋が儲かる式の結論ありきの強引な因果関係による幫助論はぞっとします。
正犯の虚偽告発・逮捕監禁の犯罪趣旨は、告発人が共犯者の金軍学と共謀し、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供することで、正犯は在留資格を取得できた。 正犯は在留資格が得られたので日本に在留できた。 在留できたので不法就労することが出来た。
よって、入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助所為をした犯罪であるとしたのです。
理由とした因果関係は、入管法の趣旨を大きく逸脱し、また幫助罪論理さえ逸脱した、明らかに適用法を違法にこじつけた明らかに故意のある犯罪です。
こういう「風が吹けば桶屋が儲かる」論法が許されるのであれば、在留できたので不法就労することが出来た。の部分は、在留できたので殺人ができたとして、殺人罪の幫助罪にも出来るのです。
中国人は在留資格が得られたので日本に在留できた。の部分は、アパートの一室を借りることができたので、日本に在留できた。在留できたので、不法就労できた・・・在留できたので殺人ができた・・・すべて在留することができたに掛かる犯罪は、幫助罪にできることになります。
こうして刑法幫助者がでっちあげられて、正犯は入管法の不法就労の犯罪の因果関係とはまったく違う、幫助者の存在で不法就労罪にでっち上げられたのです。
被告発人は、逮捕状や起訴状をみて、虚偽の雇用契約書提供の関係が不法就労に結び付くのは「風が吹けば桶屋が儲かる」の論法と感じたと思いますが、なぜ因果関係になるのかを追求すれば、在留資格取消のトリックも判明したと思うので、未必の故意以上の故意を感じます。
被告発人は、虚偽の雇用契約書を提供した者が刑法の幫助犯だとしても、なぜ雇用者（飲食店）が不法就労助長罪で逮捕されないのか、まったく正犯を追及していません、未必の故意以上の故意を感じます。

2. 未必の故意

在留資格の付与条件、入管法の在留資格取消(22条の4)や不法就労助長罪(73条の2)の存在を知らなかった、失念していたので、単なる過失だと言い訳するのであれば、不法就労に関わる入管法事件を扱う弁護士として、入管法の趣旨、関連条項の創設、改定趣旨やその内容などの法令調査を怠って、職務を行うことは、適用法誤りが指摘できず、取り返しがつかない人権侵害をおこし、被害者を社会のどん底に引きずり落とす悲惨な結果になることは、職務の性格上、充分認識していたとされるので、「未必の故意」といえます。

また、入管法違反事件を扱う弁護士が、入管法を知らなかったと言うのであれば、法治国家としての体をなしていないので、許されることではありません。

弁護士が、法律を知らなかったので、適用法を誤ったと平然とするのでは、国民は安心して生活できません。

弁護士職務基本規定第37条1項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告発人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幫助したものです。

被告発人が、犯罪事実を指摘していれば、正犯は犯罪事実を認めざるを得ず、中国人は、即時に釈放され、事件は終了していたことは自明の理であることから証左できます。

そして告発人や金軍軍学の幫助罪事件もおきていなかった、若しくは、幫助罪事件も終了していたと思います。

3. 入管法違反(資格外活動)事件は珍しい事件ではありません。弁護士の未必の故意は異常です。

事実として、告訴人が収監された警察の留置所は、不法就労の逮捕者で溢れかえっていました。不法滞在10年以上も珍しくありません。多くの場合、情により雇用者を不法就労助長罪で逮捕さえせず処分しませんので、不法就労した外国人の内、不法滞在者は、通常は刑事処分はせずに入管送りで国外強制退去です。

正規の滞在資格は、多くの場合、不法にも法の下での平等に反し罰金刑などで刑事処分をして恣意的に国外退去をさせているのです。しかし、この事件では正規の滞在資格であるため、罰金刑で国外退去とするところを、懲役刑にして手柄を得るため、在留資格の付与条件は法律の定めがなく法務大臣が未公開の付与条件で裁量により付与するものであるにも関わらず、内容虚偽の雇用契約書の提供が在留資格の取得を容易にしたとして虚偽の幫助者をでっちあげて不法就労罪を適用した、極めて悪質な犯罪です。

余談ですが、日々新聞をよんでいれば下記の記事を目にしたとおもいます。

大阪の中国人女子留学生がホステスとして働いていて、資格外活動の不法就労で逮捕され、「在留資格取消」に該当するので国外退去の行政処分になりましたが、この留学生は珍しく裁判をしました。

裁判の結果、処分取消になり勝訴しています。

留学ビザで風俗で働いてはいけないと決めているのは本則でなく省令だからです。それに学業成績もよく学業に支障をきたすという理由もはねつけられています。

在留資格の付与条件は法律で規定されておらず非公開で法務大臣の裁量であり在留資格を容易にしたとも言えず、虚偽の書類提出は国外退去の行政処分であることも知っており、正犯を逮捕理由とした、犯罪事実が「在留資格取消」の幫助理由であることは100も承知しており、入管法事件を扱う正犯の職権濫用の犯意は 明らかな故意(認識有る過失) です。

さらに、逮捕され(平成22年6月14日)後、起訴される月の平成22年7月1日より施行された、入管法改正では、「在留資格取消」に、他の外国人に対し嘘偽の書類の提出を幫助したりした外国人は、国外退去とする条項が追加され施行されたことでわかるように、

入管法の嘘偽の書類提出の幫助が刑事処分の対象でないことは明白であり、
入管法事件を扱う警察官らの職権濫用の犯意は 故意(認識有る過失) であると言えるのです。

不法就労に対しては、法の下での平等及び国際法に反しないように、入管法違反(不法就労)では、不法就労した外国人を不法就労罪とする時は、不法就労させた事業者を、不法就労助長罪で、平等に刑事処分することが、入管法の趣旨であることから、不法就労の幫助罪に、不法就労助長罪以外を適用することが相当でないことを、入管法違反(不法就労)事件を扱う司法警察官は、当然、熟知していたので、不法就労罪に対して、在留資格取消の幫助理由を刑法幫助罪の幫助理由とすることは、計画された故意(認識有る過失) であると言えます。

事実として、多くの入管法違反(不法就労)では、不法就労した外国人を逮捕しますが、多くの場合事業者を逮捕しませんので、雇用者を不法就労助長罪で処罰しない時は、不法就労した外国人は、不起訴もしくは少額罰金で入管送りとしていたことも職務上、充分に知っていたのです。

従って、入管法の不法就労に関係する不法就労罪、不法就労助長罪、在留資格取消などの法律は充分理解しての犯行ですから、職権濫用の犯意は 故意(認識有る過失) であると言えるのです。

取調べの際、不起訴で釈放されると思った司法警察官(賀来)は、こう言ったのです。
これからは、入管法でわからなければ、警察に聞いてくださいよ。
私でわからないところは、専門の人がいるので聞いて教えますよ。
このことから警察は入管法に熟知しており計算された明らかな故意です。

捜査指揮をした若い検察官徳永は、
取調べの際、告発人が、罪刑法定主義では何の罪にもならないと言うと、
「私は偉いのです。誰があなたのことを信じますか、誰もあなたの言うことを信じませんよ」
「私は偉いのです。認めれば罰金、認めなければ懲役刑にでも出来るのです」
「私は偉いのです。多くの中国人は不起訴または少額罰金で入管送りになります。貴方も認めれば罰金刑にします」と言ったのです。
誰も信じなかったのは確かですが、このことから計算された故意です。

しかし法の専門家である弁護士が、この犯罪を見破れないのは、未必の故意で、ただただ入管法「在留資格取消」を確認しなかったのが原因です。

法律をすべて丸暗記している、裁判官、検察官、弁護士はいないと思います。
だから関係者は、都度、六法を開いて関連法の確認をしているのです。

被告発人は、警察官、検察官、裁判官は必ず適用法調査をして逮捕するので、適用法に間違いがないとして、事件を安易に考え時間をかけずに、金儲け第一で効率的に弁護をしたものです。

弁護人としては異常です。
弁護士職務基本規定さえ守らないで、弁護士への信頼を失わせる犯罪です。

第3章. 注釈的説明

1. 弁護士法 弁護士の使命及び職務

第一章 弁護士の使命及び職務 (弁護士の使命)

第一条 被告発人である弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする。
2 被告発人である弁護士は、前項の使命に基き、誠実にその職務を行い、社会秩序の維持及び法律制度の改善に努力しなければならない。

2. 弁護士職務基本規程

(法令等の調査)

第三十七条 被告発人である弁護士は、事件の処理に当たり、必要な法令の調査を怠ってはならない。

2 被告発人である弁護士は事件の処理に当たり必要かつ可能な事実関係の調査を行うように努める
(遵守のための措置)

第五十五条 複数の弁護士が法律事務所（弁護士法人の法律事務所である場合を除く）を共にする場合（以下この法律事務所を「共同 事務所」という）において、その共同事務所に所属する弁護士（以下「所属 弁護士」という）を監督する権限のある弁護士は、所属 弁護士がこの規程を遵守するための必要な措置をとるように努める。

第4章 中国人4人の被害

被告発人らの、日本国憲法および入管法に違反し、さらに日本政府の法の下での統治や、国際ルールを侮辱する、悪質な職権濫用により、
中国人4人は、肉体的苦痛や精神的苦痛、社会的信用を失いました。

逮捕、監禁そして裁判により、生活の基盤である日本から、犯罪者として強制退去をさせられ、すべての信用、敷金や家財などの財産や収入、生活の基盤などを失うことになったのです。

中国人4人のうけた懲役刑は、中国での人生にも大きく負担になります。
早急に、検察側が再審請求して起訴を取り下げ、賠償をすべきです。

裁判のやり直しが必要です。（検察が再審を申し出て、起訴を取り下げる）
そして損害賠償をすることです。国際的には恥ずかしいことです。

第5章 其の他

I. 立証方法

1. 起訴状
2. 日本国憲法、出入国管理及び難民認定法並びに刑法等
3. 入管法改正にかかる国会議事録（本会議および委員会等）
(法の創設および改正趣旨)
4. 東京地裁判決

〒261-0003 千葉市美浜区高浜 6-18-9 長野恭博
Eメール nagano@miraico.jp 携帯電話 090-4824-7899